

本籍を移動するには（転籍届）

転籍とは本籍を変更することです。

届出人は、原則として戸籍の筆頭者とその配偶者です。

届出をした日から効力を生じます。

※戸籍の筆頭者 …… 夫婦のうち婚姻のときに氏を変えなかった夫または妻

配偶者 …… 夫婦のうち婚姻のときに氏を変えた夫または妻

消せるペンで書かないでください。

補記事項有・無

転 籍 届

令和 年 月 日届出

長 あて

受 理 令和 年 月 日 第 号	発 送 令和 年 月 日						
送 付 令和 年 月 日 第 号	長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査1	記載調査2	決 裁	附 票	住 民 票	通 知

本 籍	島 根 県 高 橋 郡 清 水 町 字 辻 3 3 1 0 番 地 (フリガナ) ミサト タダシ 筆頭者 の氏名 三 郷 正	
新 し い 本 籍	埼 玉 県 三 郷 市 花 和 田 6 4 8 番 地 1	
おなじ戸籍にある人	(フリガナ) タダシ 筆頭者 (名) 正 アバート・マンション名 みさとハイツ505	
	(フリガナ) ヒトミ 配偶者 (名) 仁 美 アバート・マンション名 同上	
	(フリガナ) ジュンコ (名) 純 子 アバート・マンション名 同上	
	(フリガナ) (名) アバート・マンション名	
	(フリガナ) (名) アバート・マンション名	
	(フリガナ) (名) アバート・マンション名	
	(フリガナ) (名) アバート・マンション名	
	(フリガナ) (名) アバート・マンション名	
そ の 他		
届 出 人 署 名 (※押印は任意) 生 年 月 日	筆 頭 者 三 郷 正 印 大正 昭和 平成 5 0 年 1 月 1 日	配 偶 者 三 郷 仁 美 印 大正 昭和 平成 5 3 年 3 月 3 日

記入のポイント

- 本籍欄は戸籍のとおり記入してください。
- 新しい本籍、住所は省略しないで正確に記入してください。
【 例 】 埼玉県三郷市三郷〇丁目〇番地〇〇
- 生年月日は「 M、T、S、H、R」などの略字は使用せず、
「大正、昭和、平成、令和」を使用してください。
- 押印は任意です。
- ※ なお、新しい戸籍が出来るまで約2週間かかります。

☎その他、届書記入についてのお問い合わせ☎

三郷市役所 市民課 戸籍係 048 (953) 1111 (代)